

平成 30 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 69 号議案(追加)

平成 30 年 6 月 28 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

| 議 案 番 号 | 件 名 | 掲載頁 |
|------------|------------------|-----|
| 第 69 号 議 案 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 1 |

第 69 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

梅 原 正 昭

佐 織 久 子

佐 藤 明 子

福 島 イツヨ

平成 30 年 6 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により提案する。

参考

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号) 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(第 4 項及び第 5 項 略)

- 6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第 7 条第 1 項第 4 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されではならぬ。

(第 7 項以下 略)

(委員の欠格条項)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- 2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。